

平成28年

第1回市議会定例会 議案第61号

函館市勤労者総合福祉センター条例の一部改正について

函館市勤労者総合福祉センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年2月26日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市勤労者総合福祉センター条例の一部を改正する条例

函館市勤労者総合福祉センター条例（平成15年函館市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項に後段として次のように加える。

許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

第5条に次の1項を加える。

3 センターの駐車場を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

第8条および第9条を次のように改める。

（利用料金）

第8条 使用者および第5条第3項の許可を受けた者は、センター、附属設備および備付物件ならびに駐車場の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に支払わなければならない。

2 利用料金の額は、指定管理者が、別表第1から別表第4までに掲げる金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。

3 指定管理者は、特に必要と認める場合について、あらかじめ市長の承認を受けて定めるところにより、利用料金を減免することができる。

4 利用料金の支払方法については、指定管理者が、あらかじめ市長の

承認を受けて定めるものとする。

(利用料金の不還付)

第9条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、特別の理由があると認める場合について、あらかじめ市長の承認を受けて定めるところにより、その全部または一部を還付することができる。

第10条を削り、第11条を第10条とし、第12条を第11条とし、第13条を第12条とする。

第14条第1項中「第12条」を「第11条」に改め、同条を第13条とし、第15条を第14条とし、第16条を第15条とし、同条の次に次の1条を加える。

(駐車場の管理)

第16条 センターの駐車場の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

第17条第1項中「(昭和22年法律第67号)」および「(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)」を削り、同条第3項中「第11条」を「第10条」に、「第13条」を「第12条」に、「前条」を「第15条」に改める。

別表第1備考以外の部分中「基本使用料」を「基本利用料金」に、

「

個人使用	アリーナ 軽体育室 和室研修室	一般	100円	100円	100円
		高校生	80円	80円	80円
		小学生・中学生	50円	50円	50円

を

「

個人使用	アリーナ 軽体育室 和室研修室	一般	100円	100円	100円
		生徒(高等学校、特別支援学校の高等部および専修学校に在学する者(以下「高校生」という。)に限る。)	80円	80円	80円
		児童生徒(高校生を除く。)	50円	50円	50円

に

改め、同表備考第1項中「場合」を「場合の利用料金」に、「この表」

を「上表」に、「よる使用料」を「よる利用料金」に、「基本使用料」を「基本利用料金」に、「の5割増しの」を「に当該額の2分の1に相当する額を加算した」に改め、同表備考第2項中「場合」を「場合の利用料金」に、「基本使用料の額」を「基本利用料金の額（前項の規定の適用がある場合にあつては、同項の規定により算定した額を基本利用料金の額とみなす。以下同じ。）」に改め、同表備考第3項中「は、基本使用料」を「の利用料金は、基本利用料金」に、「5割」を「2分の1」に改め、同表備考第4項中「基本使用料」を「基本利用料金」に、「5割」を「2分の1」に、「徴収する」を「利用料金として支払わなければならない」に改め、同表備考に次のように加える。

5 次に掲げる者の個人使用の場合の利用料金は、無料とする。

(1) 市の区域内に住所を有する障害者（身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている者およびこれらの者に準ずると認められる者をいう。）

(2) 市の区域内の学校に在学する生徒（高校生を除く。以下この号において同じ。）もしくは児童または市の区域外の学校に在学する生徒もしくは児童で市の区域内に居住するもの

(3) 第1号に掲げる者を介護する者で同号に掲げる者に同伴して入館するもの

6 市の区域内に住所を有する65歳以上の者（前項の規定により無料となる者を除く。）の個人使用の場合の利用料金は、一般の区分の者の個人使用の場合の基本利用料金の額の2分の1に相当する額とする。

別表第2中「使用料」を「利用料金」に、

高校生
小学生・中学生

生徒（高校生に限る。）
児童 生徒（高校生を除く。）

に改める。

別表第3備考以外の部分中「使用料」を

「利用料金」に、

コンセント（3キロワット以下のもの）	1個	180円	
コインロッカー	1回	100円	

を

コンセント（3キロワット以下のもの）	1個	180円	
--------------------	----	------	--

に

改め、同表備考第1項中「この表」を「上表」に、「使用料」を「利用料金」に改め、同項ただし書を削り、同表備考第2項中「この表」を「上表」に、「使用料」を「利用料金」に、「5割」を「2分の1」に、「徴収する」を「利用料金として支払わなければならない」に改める。

別表第4中「第9条関係」を「第8条関係」に、

「駐車場使用料」を

「駐車場利用料金」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第8条（駐車場の使用に係る部分を除く。）、第9条（駐車場の使用に係る部分を除く。）および別表第1から別表第3までの規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされ

た許可に係る使用および施行日前にされた許可に係る施行日以後の使用（函館市勤労者総合福祉センター条例別表第1に規定する時間区分を超える使用（以下「超過使用」という。）に限る。）について適用し、施行日前の使用および施行日前にされた許可に係る施行日以後の使用（超過使用を除く。）については、なお従前の例による。

- 3 前項の規定にかかわらず、当初許可（施行日前にされた許可で施行日以後の使用（専用使用に限る。）に係るものをいう。以下同じ。）について変更許可（施行日以後にされた許可で当初許可の内容を変更するものをいう。以下同じ。）がなされた場合における当該変更許可に係る使用（専用使用に限り、超過使用を除く。以下同じ。）については、当該当初許可に係る使用料を施行日前に納付していない場合で、当該変更許可に係る使用について改正後の第8条第2項、別表第1および別表第3の規定の適用があるものとした場合におけるこれらの規定による利用料金の額（以下「変更後額」という。）が、当該変更許可の当初許可に係る使用について改正前の第8条第1項および第2項、別表第1ならびに別表第3の規定の適用があるものとした場合におけるこれらの規定による使用料の額（以下「当初額」という。）を超えないときは、変更後額に相当する額を改正前の第8条、第10条、別表第1および別表第3の規定が適用される使用料とみなし、変更後額が当初額を超える場合は、当初額に相当する額を改正前の第8条、第10条、別表第1および別表第3の規定が適用される使用料とみなし、変更後額と当初額との差額に相当する額を改正後の第8条、第9条、別表第1および別表第3の規定が適用される利用料金とみなす。

- 4 改正前の第8条第1項および別表第2の規定により発行された回数券は、施行日以後においても、使用することができる。

- 5 改正後の第8条（駐車場の使用に係る部分に限る。）、第9条（駐車場の使用に係る部分に限る。）および別表第4の規定は、施行日以後にされた許可に係る駐車場の使用および施行日前にされた許可に係る駐車場の使用（施行日以後も引き続き使用に限る。）について適用し、施行日前にされた許可に係る駐車場の使用（施行日以後も引き続

く使用を除く。)については、なお従前の例による。

- 6 前項の規定により改正後の第8条(駐車場の使用に係る部分に限る。)、第9条(駐車場の使用に係る部分に限る。)および別表第4の規定が適用される場合における駐車場の使用(施行日前にされた許可に係る駐車場の使用であって、施行日以後も引き続くものに限る。)に係る利用料金の額は、当該許可に係る入場の時からこれらの規定が適用されたとした場合における改正後の第8条第2項および別表第4の規定による駐車場利用料金の額に相当する額とする。

(提案理由)

勤労者総合福祉センターの使用に係る料金を指定管理者の収入として收受させることとし、コインロッカーの使用に係る料金を徴収しないこととし、および規定を整備するため